

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2011年度第8回常任委員会 議事録

- 1 日時：2011年11月30日(水)午後4時から午後8時15分まで
- 2 場所：東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル地下1階118区JPF事務局会議室

3 出席者の確認

常任委員総数7名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット：木山啓子（常任委員会規約第10条5項に則り、第一部から出席）

NGOユニット：橋本笙子（常任委員会規約第10条5項に則り、第一部から出席）

外務省：山口又宏

経団連：斎藤仁

学識経験者：石井正子（欠席につき、表決権委任：椎名事務局長）

代表理事：有馬利男

事務局長：椎名規之

オブザーバー

AAR：堀江

HFHJ：白石・山崎

HuMA：徳光

PWJ：齋藤・山本

WVJ：國吉

外務省：芝

富士ゼロックス：荒武

議長は、常任委員会規約の第3条により事務局長が務める旨を確認した。

4 第一部：審議事項

(1) 第一号議案：アフガニスタン・パキスタン人道支援にかかる事業計画の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① SVA：初等教育改善事業（政府支援金）

承認。

② JEN：デラ・イスマイル・カーン県における国内避難民の生計復帰支援事業（政府支援金）

再提出。

③ JEN：パルワン県における学校環境整備及び衛生教育事業2（政府支援金）

再提出。

④ KnK：ハイバル・パフトゥーンハー州コヒスタン郡・シャングラ郡における学校教育強化を通じた人道支援事業（政府支援金）

再提出。

⑤ CARE：Community Organized Primary Education (COPE) Project アフガニスタン・遠隔農村地域におけるコミュニティ運営による初等教育プロジェクト（政府支援金）

再提出。

(2) 第二号議案：東アフリカ干ばつ人道支援にかかる事業計画の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① ICA：ケニア北部とソマリア西部での水と食料の確保支援（政府支援金）

条件付き承認。

民族の特徴についての把握、公平性を鑑みた農具・漁具の配布、現行事業の成果とその学びの生かし方、支援した物資の安全管理対策、遠隔管理体制について説明すること。

(3) 第三号議案：東日本大震災被災者支援にかかる事業計画の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① BAJ：岩手県大船渡市の仮設住宅等に住む被災者を対象とした多目的コミュニティセンターの運営と栄養バランスのとれた食事の調理・配給（民間資金）

条件付き承認。

農地からの転用許可を取得すること。事業実施・会計管理について本部スタッフが適切に支援すること。コミュニティセンターの建物の所有権の譲渡をうけBAJの固定資産とし事業終了後はNPO法人格を取得した現地団体に引き渡すこと、遠隔操作となるため広報を配慮すること。また、事業終了後現地団体に引き渡してからの運営・活動計画を書面で提出をすること。

② BHN：ITを活用した生業（就労）支援事業（民間資金）

不承認。

③ CCP：岩手県大槌町とのコーディネーションによる子どもセイフティネット作りとコミュニティ支援（民間資金）

承認。

④ JAFS：東日本大震災被災地者の生活再建のための地元食品加工場と地場産品ふれあい直売所の設営プロジェクト（民間資金）

条件付き承認。

事業終了後、運営協議会に引き渡す際に、運営計画・キャッシュフロー見込みを取り付けること。コミュニティ構築の成果について、定性的な報告を提出すること。運営協議会の組織・運営体制確立との関わりと事業終了後の運営について説明すること。

⑤ HFHJ：岩手県大船渡市における被災住宅応急修繕事業（民間資金）

条件付き承認。

修繕対象家屋選定の際には、安全上居住して問題がないか、専門家による技術的判断および行政との確認を行うこと。JPFが助成することが適切に広報されるよう、事業実施時には配慮すること。

5 第二部：審議事項

(1) 第一号議案：常任委員会議事録の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

- ・ 第7回常任委員会議事録（案）
- ・ 第6回臨時常任委員会議事録（案）

書式第6号

承認。

(2) 第二号議案：ハイチ地震被災者支援にかかる対応方針の変更の承認

事務局より、概要の説明がなされた。

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。2012年1月から12月末までを復旧対応期として、ハイチ地震被災者支援事業を1年間実施することとする。

なお、対応期間中のNGO連携無償事業への申請は認められないことが確認された。

(3) 第三号議案：東南アジア水害被災者支援にかかる対応方針の変更の承認

事務局より、概要の説明がなされた。

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。緊急対応期として3か月(2012年1月28日—2012年4月27日)延長することとする。

(4) 第四号議案：稟議規程の制定の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

(5) 第五号議案：国内旅費規程の改定の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

(6) 第六号議案：常任委員会規約・助成審査委員会規約の改定を理事会に提示することの承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

常任委員会規約：一部修正の上メールにて確認の上、理事会に提示することとする。

助成審査委員会規約：一部修正の上メールにて確認を行い、承認。

6 第二部：協議事項

(1) アフガニスタン・パキスタン人道支援にかかるセキュリティ関連費用について

事務局より、アフガニスタン・パキスタン人道支援にかかるセキュリティ関連費用の変更事項について説明がなされ、了承された。

(2) スーダン南部人道支援にかかる複数年対応の変更について

継続審議。12月常任委員会にて、審議することとする。

7 第二部：報告事項

(1) 事務局運営費の報告について

事務局より、事務局運営費についての報告がなされた。

8 第三部：報告事項

支援事業の概要報告については、今後NGOユニットにて各団体より報告がある旨が確認された。

(1) 書面による報告について

書式第6号

事務局より、書面をもって以下の報告がなされた。

- ① 政府支援金および民間資金財務状況の報告
- ② 企業との連携の報告
- ③ 事業計画変更の報告
- ④ メール審議結果の報告
- ⑤ 固定資産処理の報告
- ⑥ コア・チームの報告
- ⑦ JPF事務局審議結果の報告
- ⑧ 終了報告書審議結果の報告
- ⑨ 支援事業の概要報告

(2) 次回の開催日時と会場について

会場をJPF事務局とし、以下の日程で常任委員会を開催することを確認した。

2011年度第9回常任委員会：12月22日（木）16時より

以上